



パンフレット

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」はご契約に関する大切な事項を記載しています。必ずお読みいただき大切に保管してください。



女性専用

がんの治療に幅広く対応したがん保険

- 特長1** 「入院」も「通院」も日数無制限で保障
三大治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療)のための通院はもちろん退院後365日以内の通院は日数無制限で保障
- 特長2** 「新 生きるためのがん保険レディースDays」なら、女性特有のがんの手術も手厚く保障
- 特長3** 「がん先進医療特約」や「診断給付金複数回支払特約」を付加して、保障を充実



No.1 アフラックは「がん保険」も「医療保険」も契約件数 No.1
(平成28年版「インシュアランス生命保険統計号」より)

「生きる」を創る。



この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

がんの保障

対応する
商品・特約

新 生きるためのがん保険Days
新 生きるためのがん保険レディースDays
がん先進医療特約
診断給付金複数回支払特約

このパンフレットではご案内していません

病気やケガの保障

介護や障がいの保障

死亡時の保障

貯蓄
(教育資金や老後生活資金準備など)

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款** をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<http://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**
- ▶▶ **Web 約款** の特長、閲覧方法など、詳しくは「その他重要事項 ⑥ Web約款について」P.38 をご確認ください。

〈本冊子について〉

- ・「本冊子」に記載の保障内容および保険料は2017年2月20日現在のものです。
- ・2017年2月20日現在の保険料率(口座振替料率)です。
- ・保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- ・「本冊子」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

〈保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください〉

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「疾病・医療保険」です。
「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にごございますのでお問い合わせください。
ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

募集代理店については、下記または同封の書類に記載の募集代理店、お問い合わせ先欄をご確認ください。



行こうよ、がん検診。



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日を除きます。

募集代理店は当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お1人でお読みになっ
ていて
ご不明な点やご相談が
ありましたら、
お気軽にお問
い合わせくだ
さい。

どのプランを
選べばいいの
かわからない、
相談したい。

どんなときに
給付金が
もらえるのか
詳しく知り
たい。

保険料が
いくらになる
のか、
教えてほし
い。

お問い合わせは

「裏表紙」または「同封書類」に記載の募集代理店まで

お問い合わせ
の前に

お問い合わせにあたっては、本冊子とあわせて同封書類
(保険料表・ご意向チェックシート・申込書)をお手元にご用意
ください。

お問い合わせ
のときは

ご質問のあるタイトル番号やページ番号をお伝えください。



3 ステップで選ぶ、 アフラックの「がん保険」

新 生きるための
がん保険 Days

新 生きるための
がん保険 Days

ステップ
1

がんについて知る P.3

ステップ
2

保障を選ぶ P.5

ステップ
3

お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要…………… P.17
注意喚起情報…………… P.29
その他重要事項…………… P.35

保険料

同封の「保険料表」をご確認ください。

使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。



保険の専門用語などについて記載しています。



がんについて知る

男性、女性ともに、おおよそ2人に1人が一生のうちにがんと診断される^(*)といわれています。

一生涯のうちにがんと診断される人の割合
^(*)公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'15」年齢階級別罹患リスク(2011年罹患・死亡データに基づく)

男性 61.8%

女性 46.0%

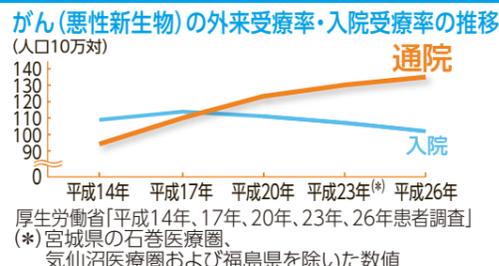
新 生きるためのがん保険 Days

新 生きるためのがん保険 Days

は、がん治療を幅広く保障します!

入院・通院

通院治療は増加傾向にあります



がん治療は長期化する可能性あり
通院期間 平均3年5ヵ月
治療・検査のために通院した期間
アフラック がん罹患者 アンケート調査(2013年8月実施)

入院・通院保障

入院はもちろん、通院も日数無制限で保障
がんを診断されたときに、「一時金」をお受取りいただけます。
また、「入院」や「三大治療のための通院」、「退院後365日以内の通院」は日数無制限で保障します。

三大治療

がん経験者の97.6%が三大治療のいずれかを受けています
※三大治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療

三大治療のいずれかの経験あり
アフラック がん罹患者 アンケート調査(2013年8月実施)
※上皮内新生物は除く



三大治療保障

がんを治すための三大治療を保障
三大治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療)を受けた場合は給付金をお受取りいただけます。

女性特有のがん

女性にとって乳がんや子宮がんは大きなリスクです

女性のがん罹患数が多い部位(2011年)
公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'15」
部位別がん罹患数(2011年)



女性がん特約

女性特有のがんによる所定の手術を保障
女性特有のがんによる所定の手術を受けたときに、給付金をお受取りいただけます。さらに乳房再建術も保障します。
※「新 生きるためのがん保険Days」に「女性がん特約」を付加すると「新 生きるためのがん保険レディースDays」になります。

先進医療

健康保険制度が適用されない先進医療は全額自己負担になります
▶▶詳しくは「その他重要事項 4 先進医療について」P.37をご確認ください。

先進医療にかかる技術料例
重粒子線治療の平均費用:厚生労働省 第「平成27年6月30日時点における先進医療平成27年度実績報告(平成26年7月1日)



重粒子線治療(1件あたりの費用) 約309万円

38回先進医療会議 療Aに係る費用 ~平成27年6月30日)よりアフラック算出

がん先進医療特約

がんの先進医療にも対応
先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額をお受取りいただけます(通算2,000万円まで)。

再発

がんは再発のリスクがあります

がんの部位によって再発率が異なります
新日本保険新聞社 「2015年(7月)版 こんなにかかる医療費」

胃がん再発率 約19% Ⅱ期術後3年以内の再発率	乳がん再発率 約30% 術後10年以内の再発率
子宮頸がん再発率 約15% Ⅱ期術後3年以内の再発率	大腸がん再発率 約8% Ⅱ期術後3年以内の再発率

診断給付金複数回支払特約

再発・転移時などに一時金で保障
がんを診断確定されてから2年以上経過後に、がんが存在し入院している場合、2年に1回を限度に回数無制限で一時金をお受取りいただけます。



保障を選ぶ

あなたにあった**保障**をお選びください。

保障選びに迷ったら P.11



※「新 生きるためのがん保険Days」「新 生きるためのがん保険レディースDays」は「新Days」「新レディースDays」と記載しています。

⚠ 保障の開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「契約概要 3 給付金などのお支払い」P.19~23、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

1 新 生きるためのがん保険Days

給付金など		お支払いする場合		どちらもしっかり		入院時は抑える		どちらも抑える		保険期間
				Aプラン 入院給付金日額10,000円		Bプラン 入院給付金日額5,000円		Aプラン 入院給付金日額5,000円		
診断・入院・通院	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	一時金として	1回限り がん 100万円 1回限り 上皮内新生物 10万円	1回限り がん 100万円 1回限り 上皮内新生物 10万円	1回限り がん 50万円 1回限り 上皮内新生物 5万円	50歳以上の方に おすすめのプラン		終身	
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的で入院したとき	1日目から 日数無制限	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円				
	通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的でつぎの①②いずれかの通院をしたとき ①三大治療のための通院 ②入院後(退院日の翌日から365日以内)の通院	①三大治療のための通院は日数無制限 ②退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円				
三大治療	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的で所定の手術を受けたとき	一連の手術は 14日間に1回 回数無制限	1回につき 20万円	1回につき 10万円	1回につき 10万円	終身		10年満期 自動更新	
	放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的で所定の放射線治療を受けたとき	60日に1回 回数無制限	1回につき 20万円	1回につき 10万円	1回につき 10万円				
	抗がん剤治療給付金 ※Aプランの場合は取り外すことができます。	「がん」の治療目的で所定の抗がん剤治療を受けたとき	入院しなくても	治療を受けた月ごと 10万円(給付倍率2倍) 乳がん・前立腺がんの ホルモン療法の時 5万円(給付倍率1倍) 更新後の保険期間含め通算600万円まで	治療を受けた月ごと 5万円(給付倍率2倍) 乳がん・前立腺がんの ホルモン療法の時 2.5万円(給付倍率1倍) 更新後の保険期間含め通算300万円まで	治療を受けた月ごと 5万円(給付倍率2倍) 乳がん・前立腺がんの ホルモン療法の時 2.5万円(給付倍率1倍) 更新後の保険期間含め通算300万円まで				

がん専門相談サービス プレミアサポート 訪問面談サービスと専門医紹介

詳しくは「その他重要事項 5 プレミアサポートについて」P.13~14、37~38 をお読みください。
※(株)法研が提供するサービスです。

プラス さらにニーズにあわせて特約を付加して、がんの保障を強化

⚠ 「新Days」の保険料払方タイプが10年払済の場合、特約の中途付加はできません。
「診断給付金複数回支払特約」は「新Days」と同時にお申込みの場合に限り、付加できます。中途付加はできません。

がん先進医療特約	がん先進医療給付金	「がん」の診断や治療で所定の先進医療を受けたとき	給付金	先進医療にかかる技術料のうち	一時金	10年満期 自動更新
	がん先進医療一時金		1回につき 自己負担額と同額 (更新後の保険期間を含め通算2,000万円まで)	1年間に1回 15万円		

診断給付金複数回支払特約	特約診断給付金	診断給付金(または前回の特約診断給付金)のお支払いから2年以上経過後に「がん」と診断確定されていて、その治療目的で入院しているとき ※上皮内新生物の場合も同様です。	2年に1回を限度 回数無制限	※Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合は、特約診断給付金額50万円 となります。		終身	
				特約診断給付金額 100万円	特約診断給付金額 50万円		
				がん 1回につき 100万円	上皮内新生物 1回につき 10万円	または がん 1回につき 50万円	上皮内新生物 1回につき 5万円

1 新 生きるためのがん保険Days

2 新 生きるためのがん保険Days

2 新 生きるためのがん保険レディースDays

15歳~70歳の女性のみご契約できます。

給付金など		お支払いする場合		どちらもしっかり		入院時は抑える		保険期間
				ALプラン 入院給付金日額10,000円 お支払いする金額		BLプラン 入院給付金日額5,000円 お支払いする金額		
診断・入院・通院	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	一時金として	1回限り がん 100万円	1回限り 上皮内新生物 10万円	1回限り がん 100万円	1回限り 上皮内新生物 10万円	終身
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的で入院したとき	1日目から 日数無制限	1日につき 10,000円		1日につき 5,000円		
	通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的でつぎの①②いずれかの通院をしたとき ①三大治療のための通院 ②入院後(退院日の翌日から365日以内)の通院	①三大治療のための通院は日数無制限 ②退院後365日以内の通院なら日数無制限		1日につき 10,000円		1日につき 5,000円	
三大治療	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的で所定の手術を受けたとき	一連の手術は 14日間に1回 回数無制限	1回につき 20万円		1回につき 10万円		終身
	放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療目的で所定の放射線治療を受けたとき	60日に1回 回数無制限	1回につき 20万円		1回につき 10万円		
	抗がん剤治療給付金	「がん」の治療目的で所定の抗がん剤治療を受けたとき ※ALプランの場合は取り外すことができます。	入院しなくても	治療を受けた月ごと 10万円 (給付倍率2倍) 更新後の保険期間含め通算600万円まで	乳がんの ホルモン療法 のとき 5万円 (給付倍率1倍)	治療を受けた月ごと 5万円 (給付倍率2倍) 更新後の保険期間含め通算300万円まで	乳がんの ホルモン療法 のとき 2.5万円 (給付倍率1倍)	10年満期 自動更新
女性がん特約	女性特定ケア給付金	「がん」の治療を目的として、乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき		1回につき 20万円		1回につき 20万円		10年満期 自動更新
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき		1回につき 50万円		1回につき 50万円		

がん専門相談サービス プレミアサポート 訪問面談サービスと専門医紹介

詳しくは「その他重要事項 ⑤ プレミアサポートについて」P.13~14、37~38 をお読みください。
※(株)法研が提供するサービスです。

プラス さらにニーズにあわせて特約を付加して、がんの保障を強化

⚠ 「新レディースDays」の保険料払方タイプが10年払済の場合、特約の中途付加はできません。
「診断給付金複数回支払特約」は「新レディースDays」と同時にお申込みの場合に限り、付加できます。中途付加はできません。

がん先進医療特約	がん先進医療給付金	「がん」の診断や治療で所定の先進医療を受けたとき	給付金	先進医療にかかる技術料のうち 1回につき 自己負担額と同額 (更新後の保険期間を含め通算2,000万円まで)	一時金	1年間に1回 15万円	10年満期 自動更新
	がん先進医療一時金						

診断給付金複数回支払特約	特約診断給付金	診断給付金(または前回の特約診断給付金)のお支払いから2年以上経過後に「がん」と診断確定されていて、その治療目的で入院しているとき ※上皮内新生物の場合も同様です。	2年に1回を限度 回数無制限	特約診断給付金額 100万円	がん 1回につき 100万円	上皮内新生物 1回につき 10万円	終身
--------------	---------	---	-------------------	-------------------	--------------------------	-----------------------------	----

1 新 生きるためのがん保険 Ladies Days

2 新 生きるためのがん保険レディースDays

保障選びに迷ったら

保障の選び方や特約の組み合わせ方の参考にしてください。

保障の組み合わせ例

35歳男性



がんになったときの治療費や再発時にも手厚く備えたい。

生きるためのがん保険 Days

どちらもしっかり

Aプラン
入院給付金日額10,000円
定額タイプ

保険料払込期間:終身
(抗がん剤治療特約は10年)

3,470円

プラス

がん先進医療特約

保険料払込期間:10年

79円

診断給付金複数回支払特約
特約診断給付金額100万円

保険料払込期間:終身

580円

契約時の
合計月払保険料

4,129円

お支払い例



初めて①がん(胃がん)と診断され、治療のために②19日間(*)入院し、③手術を受け、胃がんと診断されてから2年後に胃がんが再発し、④⑤19日間(*)入院した場合

① 診断給付金	100万円
② 入院給付金 (入院給付金日額10,000円×19日)	19万円
⑤ 入院給付金 (入院給付金日額10,000円×19日)	19万円
③ 手術治療給付金	20万円
④ 特約診断給付金	100万円

お受取金額合計

258万円

70歳男性



がんになったときの治療費や再発時にも手厚く備えたい。

生きるためのがん保険 Days

どちらも抑える

Aプラン
入院給付金日額5,000円
定額タイプ

保険料払込期間:終身
(抗がん剤治療特約は10年)

8,440円

プラス

がん先進医療特約

保険料払込期間:10年

79円

診断給付金複数回支払特約
特約診断給付金額50万円

保険料払込期間:終身

1,190円

契約時の
合計月払保険料

9,709円



初めて①がん(胃がん)と診断され、治療のために②19日間(*)入院し、③手術を受け、胃がんと診断されてから2年後に胃がんが再発し、④⑤19日間(*)入院した場合

① 診断給付金	50万円
② 入院給付金 (入院給付金日額5,000円×19日)	9.5万円
⑤ 入院給付金 (入院給付金日額5,000円×19日)	9.5万円
③ 手術治療給付金	10万円
④ 特約診断給付金	50万円

お受取金額合計

129万円

40歳女性



乳がんなど女性特有のがんに手厚く備えたい。

生きるためのがん保険 Days

入院時は抑える

BLプラン
入院給付金日額5,000円
60歳払済タイプ

保険料払込期間:60歳払済
(抗がん剤治療特約・女性がん特約は10年)

5,064円

プラス

がん先進医療特約

保険料払込期間:10年

79円

契約時の
合計月払保険料

5,143円



初めて①がん(乳がん)と診断され、治療のために②12日間(*)入院し、③乳房観血切除術を受け、その後通院で④抗がん剤治療(分子標的薬「トラスツズマブ」)を3週間ごとに1回、1年間(12カ月)で⑤計18回受け、⑦乳房再建術を受けた場合

① 診断給付金	100万円
② 入院給付金 (入院給付金日額5,000円×12日)	6万円
③ 手術治療給付金	10万円
④ 抗がん剤治療給付金 (治療を受けた月ごとに5万円×12カ月)	60万円
⑤ 通院給付金 (通院給付金日額5,000円×18日)	9万円
⑥ 女性特定ケア給付金	20万円
⑦ 乳房再建給付金	50万円

お受取金額合計

255万円

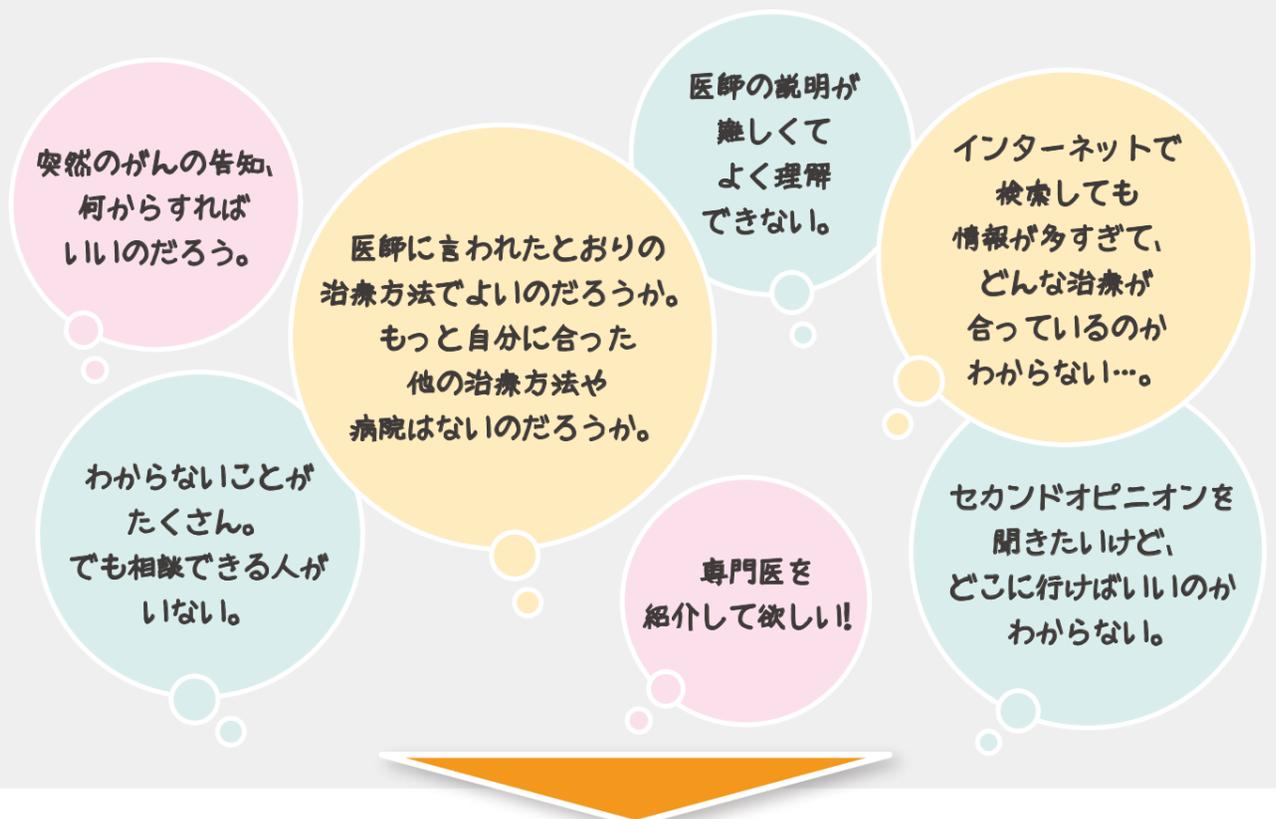
※上記保険料は、個別取扱・解約払戻金なしタイプの保険料です。

(*)入院日数は厚生労働省「平成26年 患者調査」より

※その他、治療の内容により、上記以外の給付金などがお支払いの対象となる場合があります。

がん専門相談サービス「プレミアム サポート」

がんになると、わからないことや不安なことがいっぱい…



「がん」や「治療」のことを相談できる
専門家のサポートを無償で受けられます。

※「訪問面談サービス」について、無償の範囲を超えるご利用は有償となります。

訪問面談サービス

(フォローコール付)

5年以上の臨床経験とがんの知識を持った看護師である「がん患者専門カウンセラー(*)」が患者さんやご家族の疑問・悩みなどを踏まえて病気の解説などを行い、納得した医療が受けられるようサポートします。

(*)株式会社 法研独自の呼称です。

- ◎初回の面談(約2時間)
 - ◎面談後のフォローコール2回(1回30分)
- 無償** (無償の範囲を超えるご利用は、有償となります)

専門医紹介

ベストドクターズ®サービス(プレミアムタイプ)

がん治療について、同じ専門分野の医師同士による相互評価で選出された専門医をご紹介します。セカンドオピニオンとしてのご利用も可能です。訪問面談サービスとの併用が効果的です。

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

- ◎1回につき原則1名を紹介
 - ◎複数回ご利用可能
 - ◎セカンドオピニオン受診費用
- 無償** (検査や治療等にかかる費用は、ご利用者様負担となります)

被保険者様にご利用いただけます。

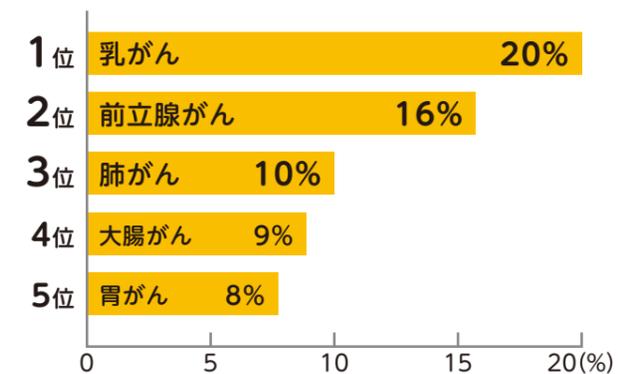
データから見るプレミアムサポート

病状や治療法の説明に加え、生活の不安や心のケアも行っています。

●主なご相談目的

1位	自分に合った治療法の選択	87%
2位	症状・副作用・後遺症の理解	83%
3位	診断・告知内容の理解	83%
4位	医師・病院の情報取得	75%
5位	病気になって不安	61%

●疾患別のご相談割合



プレミアムサポートご利用者に関する実態調査2008年～2014年 株式会社 法研調べ

《ご利用の流れ》 プレミアサポートをご利用いただく場合の一般的な流れです。

お申込みの受付

【受付デスク】
電話にてご利用資格を確認後、お申込みを受け付けます。

病状や相談内容のお伺い

【プレミアムサポートセンター】
看護師のオペレーターが病状や相談内容をお伺いします。その後、担当カウンセラーは面談準備を行います。

訪問面談

約2時間、じっくりとお話を伺います。
(面談場所をご自宅以外の場所で事前にご相談し、決めていただきます)

専門医紹介

専門医に患者さんの状況報告をした上で、診察受け入れの承認を得てご案内します。
(専門医紹介のみのご利用も可能です)

どちらか、もしくは両方のサービスを受けることができます。

プレミアムサポートに関する注意事項

- プレミアムサポートは、株式会社法研が提供するサービスであり、アフラックの保険ではありません。
- 専門医紹介について、医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。
※紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用等は自己負担となります。
- ご利用対象の契約に複数ご契約いただいても無償でのご利用範囲は変わりません。また、ご利用対象外の契約に複数ご契約いただいてもご利用いただくことはできません。他にもご利用いただけない場合があります。
- ご不明な点については、別途お問い合わせください。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更となる場合があります。
- 株式会社法研は、今後プレミアムサポートの提供を終了する場合があります。
- その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては [URL http://www.premiersupport.jp/](http://www.premiersupport.jp/) もしくはご契約後に送付する保険証券に同封の「プレミアムサポートご利用案内(利用規約)」をご確認ください。

2017年2月20日現在の内容となります。

詳しくは「その他重要事項 5 プレミアサポートについて」P.37~38 をご確認ください。

お申込みの前に 必ずお読みください

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

契約概要

P.17

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

例えば

保険の特長・しくみは？

どんなときに給付金などが支払われるの？

保険料払込みの流れは？

契約できる条件は？

など

注意喚起情報

P.29

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。

例えば

告知とは？

申込みを撤回したいときは？

保障の開始はいつ？

給付金などを請求するときは？

など

その他重要事項

P.35

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

支払事由や制限事項などの詳細、主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

もくじ

- ① 特長としくみ P.17
- ② 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) P.17
- ③ 給付金などのお支払い P.19
- ④ 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金 P.23
- ⑤ 保険料の払込方法 P.23
- ⑥ 保険料払込みの流れ P.26
- ⑦ お引受けの条件 P.27
- ⑧ 特約の更新について P.28

1 特長としくみ

「新生きるためのがん保険Days」「新生きるためのがん保険レディースDays」の特長、しくみ図は **P.7~10** をご確認ください。

※以降、「新生きるためのがん保険Days」「新生きるためのがん保険レディースDays」は「新Days」「新レディースDays」と記載します。

2 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

「新Days」「新レディースDays」の契約内容は下記のとおりです。保険料払方タイプによって契約年齢が異なります。

▶▶ 保険料払方タイプについて、詳しくは「契約概要 ⑤ 保険料の払込方法」**P.23~25** をご確認ください。

新Daysの契約内容

販売名称・プラン名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	保険料払方タイプ	契約年齢	
新生きるための がん保険Days Aプラン・Bプラン 解約払戻金なしタイプ(2型)	がん保険 〔低・無解約払戻金2014〕	終身(*1)	終身(*1)	定額タイプ	0歳～満85歳	
				60歳半額タイプ	0歳～満55歳	
				65歳半額タイプ	満20歳～満60歳	
				60歳払済(*1)	0歳～満50歳	
手術・放射線治療特約	手術・放射線治療特約〔2014〕	終身	60歳払済(*1)	65歳払済(*1)	0歳～満55歳	
抗がん剤治療特約	抗がん剤治療特約〔2014〕			10年払済(*1)	10年払済タイプ	満20歳～満85歳

プラス 付加できる特約

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	新Daysの 保険料払方タイプ	契約年齢
がん先進医療特約	がん先進医療特約〔2014〕	10年 満期(*2)	10年(*2)	定額タイプ	0歳～満85歳
				60歳半額タイプ	0歳～満55歳
				65歳半額タイプ	満20歳～満60歳
				60歳払済タイプ	0歳～満50歳
				65歳払済タイプ	0歳～満55歳
10年払済タイプ	満20歳～満85歳				
診断給付金 複数回支払特約	診断給付金複数回支払特約	終身	終身	定額タイプ	0歳～満85歳
				60歳半額タイプ	0歳～満55歳
				65歳半額タイプ	満20歳～満60歳
				60歳払済	0歳～満50歳
				65歳払済	0歳～満55歳
10年払済	10年払済タイプ	満20歳～満85歳			

(*1)「抗がん剤治療特約」の保険期間、保険料払込期間は10年です。自動更新により保障を継続できます。

(*2)「がん先進医療特約」は、自動更新により保障を継続できます。

▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは「契約概要 ⑧ 特約の更新について」**P.28** をご確認ください。

新レディースDaysの契約内容

販売名称・プラン名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	保険料払方タイプ	契約年齢	
新生きるための がん保険レディースDays ALプラン・BLプラン 解約払戻金なしタイプ(2型)	がん保険 〔低・無解約払戻金2014〕	終身(*1)	終身(*1)	定額タイプ	満15歳～満70歳	
				60歳半額タイプ	満15歳～満55歳	
				65歳半額タイプ	満20歳～満60歳	
				60歳払済(*1)	満15歳～満50歳	
手術・放射線治療特約	手術・放射線治療特約〔2014〕	終身	60歳払済(*1)	65歳払済(*1)	満15歳～満55歳	
抗がん剤治療特約	抗がん剤治療特約〔2014〕			10年払済(*1)	10年払済タイプ	満20歳～満70歳
女性がん特約	女性がん特約〔2014〕					

プラス 付加できる特約

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	新レディースDaysの 保険料払方タイプ	契約年齢
がん先進医療特約	がん先進医療特約〔2014〕	10年 満期(*2)	10年(*2)	定額タイプ	満15歳～満70歳
				60歳半額タイプ	満15歳～満55歳
				65歳半額タイプ	満20歳～満60歳
				60歳払済タイプ	満15歳～満50歳
				65歳払済タイプ	満15歳～満55歳
10年払済タイプ	満20歳～満70歳				
診断給付金 複数回支払特約	診断給付金複数回支払特約	終身	終身	定額タイプ	満15歳～満70歳
				60歳半額タイプ	満15歳～満55歳
				65歳半額タイプ	満20歳～満60歳
				60歳払済	満15歳～満50歳
65歳払済	満15歳～満55歳				
10年払済	10年払済タイプ	満20歳～満70歳			

(*1)「抗がん剤治療特約」「女性がん特約」の保険期間、保険料払込期間は10年です。自動更新により保障を継続できます。

(*2)「がん先進医療特約」は、自動更新により保障を継続できます。

▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは「契約概要 ⑧ 特約の更新について」**P.28** をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

▶▶ 詳しくは **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせず、当社の定める日から保障を開始します。ただし、保障の開始までには3か月の待ち期間があります。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは「注意喚起情報 ④ 保障の開始」**P.31** をご確認ください。

⚠ 特約の付加にあたって

- 特約のみのお申込みはできません。
- 「新Days」「新レディースDays」の保険料払方タイプが10年払済タイプの場合には、特約の中途付加はできません。「新Days」「新レディースDays」と同時にお申込みください。
- 「診断給付金複数回支払特約」の中途付加はできません。「新Days」「新レディースDays」と同時にお申込みください。

➕ 補足

本冊子に記載の「新Days」「新レディースDays」は、解約払戻金がないタイプです。「新Days」「新レディースDays」には解約払戻金があるタイプもあります。ご希望の場合は当社または募集代理店までお問い合わせください。

3 給付金などのお支払い

▶▶参照  「新生きるためのがん保険Days」について

具体的な支払額については **P.7~10** をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約 特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内 新生物				
主契約 がん保険 〔低・無解約 払戻金2014〕 	診断 給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 「がん」の場合：診断給付金額 「上皮内新生物」の場合：診断給付金額の10% 	「がん」「上皮内新生物」それぞれ保険期間を通じ1回限り	—	
	入院 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として、入院したとき	○	○	1日につき入院給付金日額	支払日数は無制限	<ul style="list-style-type: none"> ○支払対象 厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院も支払います。 ×支払対象外 治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院 	
	通院 給付金 ①三大治療 用語 のための 通院	治療を目的として下記の ①② いずれかの通院をしたとき(往診を含む)	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として <ul style="list-style-type: none"> ・手術 ・放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・抗がん剤治療(経口投与によるものを除く)のために通院したとき 	○	○	1日につき通院給付金日額	①三大治療のための通院 支払日数は無制限	通院給付金共通 <ul style="list-style-type: none"> ・入院給付金が支払われる日については、通院給付金は支払われません。 ・同一の日に2回以上通院した場合は、1回分のみ支払います。 ・①②の両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。
								×支払対象外 薬の受取りのみの通院
								手術 ○支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術のための通院
								放射線治療 ○支払対象 <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
抗がん剤治療 ○支払対象 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法を含む)、治験薬剤による抗がん剤治療のための通院 								
共通 ○支払対象 <ul style="list-style-type: none"> ・退院後365日(支払対象期間)を経過した後の、三大治療のための通院 ・治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①三大治療のための通院」に該当したとき ▶▶先進医療について、詳しくは「 その他重要事項 ④ 先進医療について 」 P.37 をご確認ください。								
②入院後の通院	「がん」「上皮内新生物」の入院給付金が支払われる入院後、通院したとき	○	○	1日につき通院給付金日額	②入院後の通院 <ul style="list-style-type: none"> ・1回の通院給付金の支払対象期間(*)中の支払日数は無制限 ・通算の支払日数は無制限 (*)支払対象期間:退院日の翌日から365日以内 	×支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・退院後365日(支払対象期間)を経過した後の、三大治療のための通院 ・治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①三大治療のための通院」に該当したとき ▶▶先進医療について、詳しくは「 その他重要事項 ④ 先進医療について 」 P.37 をご確認ください。		
手術・放射線 治療特約 	手術治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として、所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の手術 用語 については14日間に1回 ・支払回数は無制限 	2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類のみ支払います。 <ul style="list-style-type: none"> ○支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術 ×支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合 	
	放射線 治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として、所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・60日に1回 ・支払回数は無制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○支払対象 <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 ×支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・血液照射 ・放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」 ・先進医療に該当する場合 	

 用語

●「三大治療」とは：がん(悪性新生物)の標準治療である手術、放射線治療、抗がん剤治療(ホルモン剤を含む)の3つの療法

 用語

●「一連の手術」とは：つぎの①②の両方に該当する手術のこと(例:肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など)

- ①同一の手術を複数回受けた場合
- ②①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

次ページへ続く▶

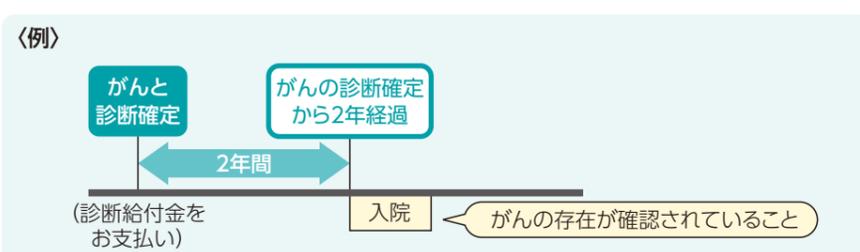
契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

具体的な支払額については P.7~10 をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
			がん	上皮内新生物			
抗がん剤治療特約 	抗がん剤治療給付金	[がん]の治療を目的として、所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに特約給付金額×給付倍率(*) (*):給付倍率 ・ホルモン剤(乳がん・前立腺がんの場合):1倍 ・上記以外:2倍	・治療を受けた月ごとに1回 ・更新後の保険期間を含め、通算して特約給付金の給付倍率の120倍まで	支払事由に該当する月に 投薬を2種類以上 受けた場合は、 支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ 支払います。
							○ 支払対象 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法・経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療(ホルモン療法)は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
女性がん特約 	女性特定ケア給付金	[がん]の治療を目的として、 ・乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術を受けたとき	○	—	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術:1乳房につき1回 ・子宮全摘出術:1回 ・卵巣全摘出術:1卵巣につき1回	・両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の 重複支払いはありません 。 ・両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の 重複支払いはありません 。 ・乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち 2種類以上の手術 を同時に受けた場合は、 いずれか1種類の手術についてのみ給付金を支払います 。
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	○	—	1回につき 50万円	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回	✕ 支払対象外 ・診断および検査のための手術 ・両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への 再度の乳房観血切除術
がん先進医療特約 	がん先進医療給付金	[がん]の診断や治療を目的として、所定の先進医療を受けたとき ▶▶ 先進医療について、詳しくは「 その他重要事項 ④ 先進医療について 」P.37 をご確認ください。	○	—	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	✕ 支払対象外 医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
	がん先進医療一時金		○	—	1回につき 15万円	1年間に1回	○ 支払対象 がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき
診断給付金複数回支払特約 	特約診断給付金	●「がん」の場合 〈初回〉 初めて「がん」と診断確定されてから2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること ②「がん」の治療を目的として入院をしていること 〈2回目以降〉 前回の「がん」による特約診断給付金の支払いから2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき	○	○	●「がん」の場合 1回につき 特約診断給付金額	・「がん」「上皮内新生物」それぞれ2年に1回 ・支払回数は無制限	・初めてがんと診断確定されてから2年経過後にがんが存在し、がん治療のための入院をした場合 〈例〉 
		●「上皮内新生物」の場合 〈初回〉 初めて「上皮内新生物」と診断確定されてから2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること ②「上皮内新生物」の治療を目的として入院をしていること 〈2回目以降〉 前回の「上皮内新生物」による特約診断給付金の支払いから2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき	○	○	●「上皮内新生物」の場合 1回につき 特約診断給付金額の 10%		・初めてがんと診断確定されてから2年経過する前に、がん治療のための入院を開始し、2年経過後もがんが存在し継続入院している場合 〈例〉 
							✕ 支払対象外 がんと診断確定されてから2年経過後にがんが存在し、がん治療のための通院をした場合(入院をとまなわないケース)

特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

抗がん剤治療特約	支払限度に達したとき
女性がん特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金のすべての支払限度に達したとき ● 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、当社に通知してください)
がん先進医療特約	支払限度に達したとき

4 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金のお支払いについては、下記のとおりです。なお、**特約には契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金はありません。**

※本冊子に記載の内容は**解約払戻金なしタイプ(2型)**です。解約払戻金があるタイプをご希望の場合は、当社または募集代理店までお問い合わせください。

▶▶ 解約払戻金・死亡返還金について、詳しくは **しおり 払戻金について** をご確認ください。

契約者配当金	● 契約者配当金はありません。
解約払戻金	<p>〈保険料定額タイプ、保険料半額タイプの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解約払戻金はありません。 <p>〈保険料払済タイプの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間中：解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後：入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金があります。
死亡返還金	<p>〈保険料定額タイプ、保険料半額タイプの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 死亡返還金はありません。 <p>〈保険料払済タイプの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間中：死亡返還金はありません。 ● 保険料払込期間満了後：入院給付金日額の10倍と同額の死亡返還金があります。 <p>※ 保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)から3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。</p>

▶▶ 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 保険料の払込方法

保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。具体的な保険料については「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。

▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは「契約概要 ② 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)」P.17~18 をご確認ください。

▶▶ 特約の更新について、詳しくは「契約概要 ⑧ 特約の更新について」P.28 をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

補足

保険料の前納

所定の期間の保険料をまとめてお支払いいただく前納制度があります。

▶▶ 詳しくは **しおり 保険料の前納** をご確認ください。

払方タイプ

保険料の払方タイプには、「定額タイプ」「60歳／65歳半額タイプ」「60歳／65歳払済タイプ」「10年払済タイプ」があります。

※「60歳／65歳半額タイプ」には「指定年齢後保険料半額特則」が付加されているため、指定年齢(60歳／65歳)後の保険料が半額になります。

定額タイプ

■ 「主契約(がん保険(低・無解約払戻金2014))」「手術・放射線治療特約」「診断給付金複数回支払特約(*)」の保険料
契約時のまま、保険料は定額です。

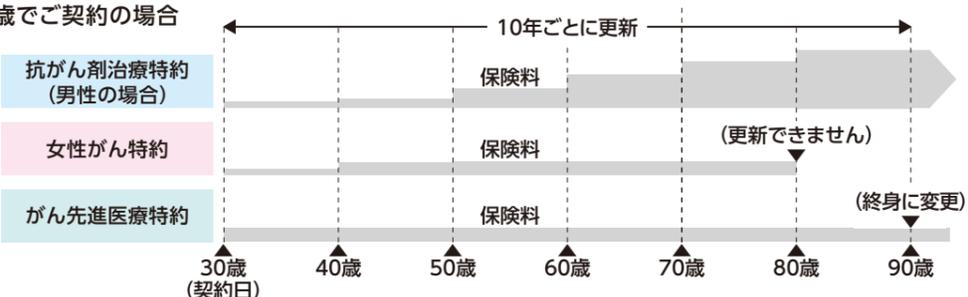


■ 「抗がん剤治療特約」「女性がん特約(*)」「がん先進医療特約(*)」の保険料

※10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。

※更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただけます。

〈例〉30歳でご契約の場合

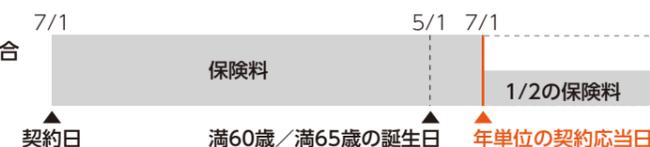


60歳半額タイプ

65歳半額タイプ

■ 「主契約(がん保険(低・無解約払戻金2014))」「手術・放射線治療特約」「診断給付金複数回支払特約(*)」の保険料
満60歳または満65歳の誕生日後に迎える年単位の契約応当日 **用語** から保険料が半額になります。

〈例〉契約日が7月1日、
誕生日が5月1日の場合



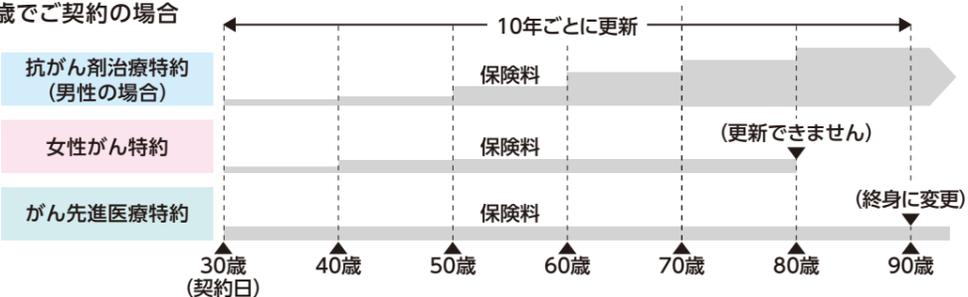
■ 「抗がん剤治療特約」「女性がん特約(*)」「がん先進医療特約(*)」の保険料

満60歳または満65歳の誕生日後に迎える**年単位の契約応当日以降も保険料が半額になりません。**

※10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。

※更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただけます。

〈例〉30歳でご契約の場合



(*)「診断給付金複数回支払特約」「がん先進医療特約」は特約付加した場合、「女性がん特約」は「新レディースDays」にご契約の場合のみ。

▶ 次ページへ続く ▶

用語

● 「契約応当日」とは：ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日

60歳払済タイプ

65歳払済タイプ

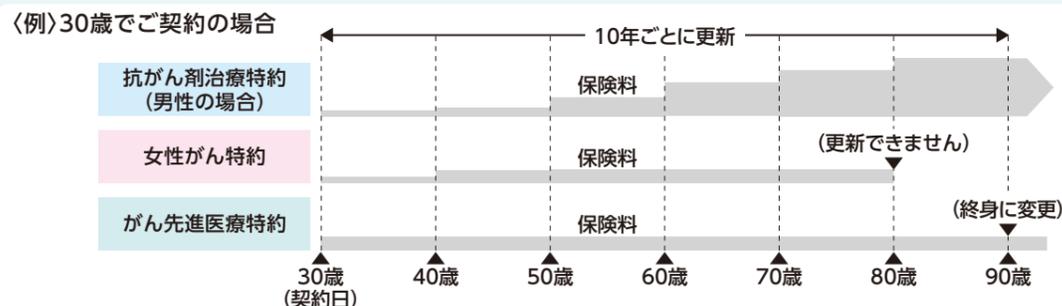
■【主契約(がん保険(低・無解約払戻金2014))】【手術・放射線治療特約】【診断給付金複数回支払特約(*)】の保険料
満60歳または満65歳の誕生日後に迎える年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。



■【抗がん剤治療特約】【女性がん特約(*)】【がん先進医療特約(*)】の保険料

満60歳または満65歳の誕生日後に迎える年単位の契約応当日以降も保険料をお支払いいただけます。
※10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
※更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただけます。
※主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。

▶ 詳しくは「契約概要 ⑧ 特約の更新について」(P.28)をご確認ください。



10年払済タイプ

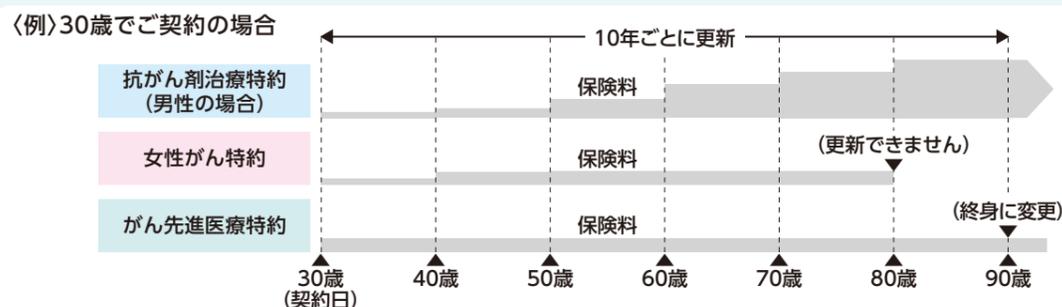
■【主契約(がん保険(低・無解約払戻金2014))】【手術・放射線治療特約】【診断給付金複数回支払特約(*)】の保険料
契約日から10年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。



■【抗がん剤治療特約】【女性がん特約(*)】【がん先進医療特約(*)】の保険料

契約日から10年後の年単位の契約応当日以降も保険料をお支払いいただけます。
※10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
※更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただけます。
※主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。

▶ 詳しくは「契約概要 ⑧ 特約の更新について」(P.28)をご確認ください。



(*)【診断給付金複数回支払特約】【がん先進医療特約】は特約付加した場合、「女性がん特約」は「新レディースDays」にご契約の場合のみ。

⚠️ 「手術・放射線治療特約」の中途付加について

- 「手術・放射線治療特約」を保険料半額タイプの主契約に中途付加する場合、中途付加する特約の保険料は定額タイプとなります。将来も保険料は半額になりません。
- 「手術・放射線治療特約」を保険料払済タイプの主契約に中途付加する場合、中途付加する特約の保険料も払済タイプとなります。10年払済タイプには中途付加できません。

6 保険料払込みの流れ

お申込みから保険料払込みのスケジュールは下記のとおりとなります(月払の場合)。

※半年払・年払については、当社または募集代理店にお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

★契約日：申込みおよび告知がともに完了した日(*)の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

(*) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。

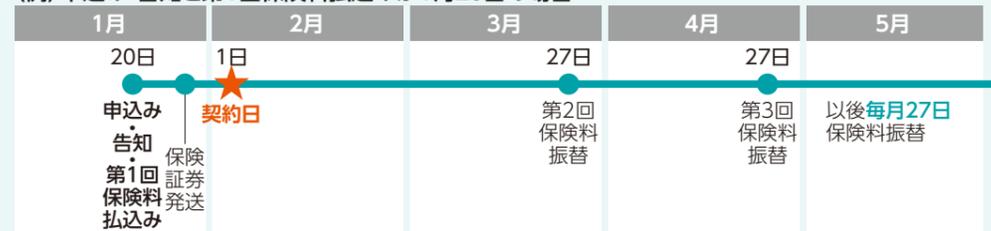
1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★契約日：申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



➕ 補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

2 をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

7 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
- 被保険者の健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。

また、下記の限度を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

主契約・特約名称	給付金・契約の限度	通算の限度
【主契約】 がん保険 (低・無解約 払戻金2014)	<ul style="list-style-type: none"> ● 診断給付金額(がんの場合の給付金額) (Aプラン/ALプランの場合) 入院給付金日額の100倍(固定) ● 入院給付金日額 (Aプラン/ALプランの場合) 1契約につき、30,000円まで (5,000円以上1,000円単位) ● 通院給付金日額 入院給付金日額と同額(固定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院給付金と通院給付金 被保険者1人につき、現在契約中の当社すべての「がん保険」などの入院給付金日額・通院給付金日額をそれぞれ通算して60,000円まで ※ 契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで ※ Bプラン/BLプランの入院給付金日額は通算して20,000円まで
	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額 入院給付金日額の20倍(固定) ● 1契約につき、1特約のみ 	—
手術・放射線 治療特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約給付金額(乳がん、前立腺がんのホルモン療法の場合の給付金額) 入院給付金日額の5倍 ※ 入院給付金日額10,000円以上でご契約の場合、特約給付金額は一律5万円 ● 1契約につき、1特約のみ (Aプラン/ALプランの場合) 「抗がん剤治療特約」は取り外しが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者1人につき、当社「がん保険」の「抗がん剤治療特約」の特約給付金額を通算して10万円まで
抗がん剤 治療特約	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者1人につき、当社「がん保険」の「特約コサージュ」「女性がん特約」および当社「医療保険」の「女性特定手術特約」を通算して1特約のみ
女性がん特約	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※ 当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません。(「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険 f(フォルテ)」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません)
がん先進医療 特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 1契約につき、1特約のみ 	—
診断給付金 複数回支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約診断給付金額 主契約の診断給付金額または100万円のいずれか小さい額まで (20万円以上10万円単位) ● 1契約につき、1特約のみ 	—

▶ 相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

8 特約の更新について

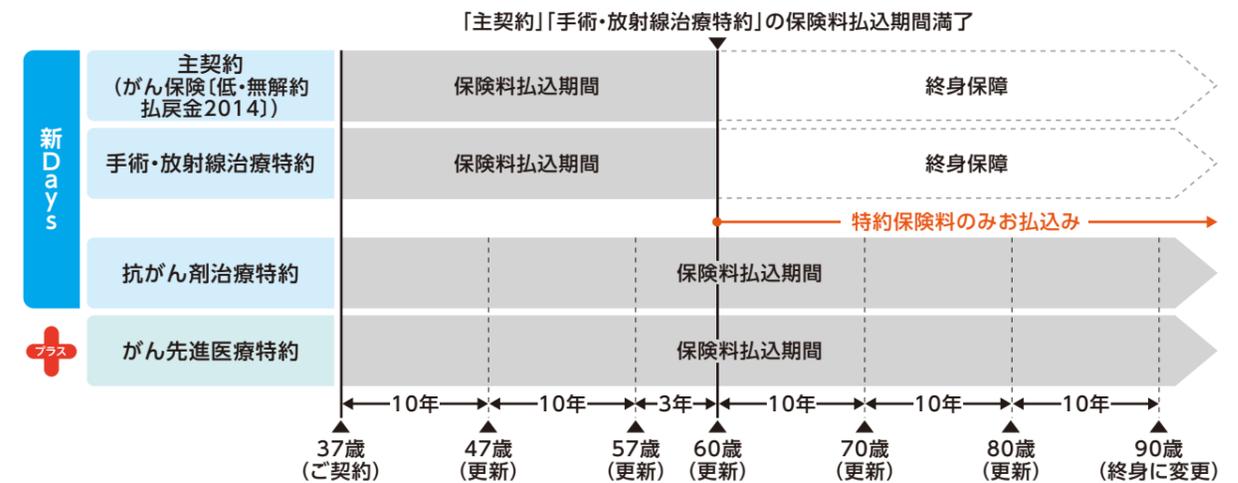
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**

▶▶ 詳しくは **【しおり】** 特約の更新について をご確認ください。

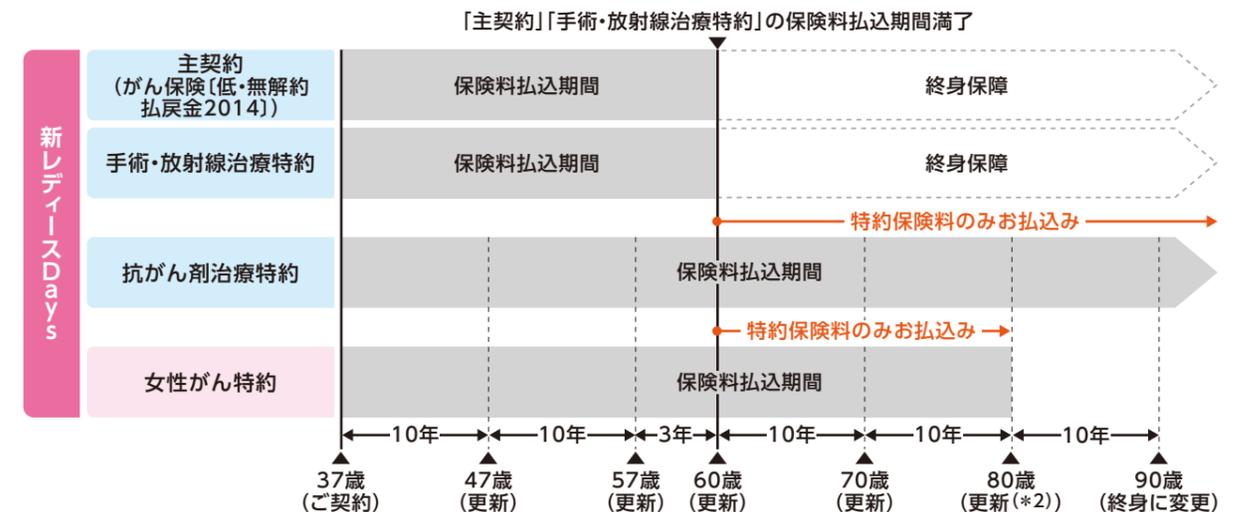
特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
抗がん剤治療特約	満80歳以下	10年満期(*1)	満81歳~満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に更新して更新できます。
がん先進医療特約			
女性がん特約	満70歳以下	10年満期(*1)	満80歳以上の場合、更新できません。
	満71歳~満79歳	80歳満期	

(*1) 保険料の払方が払済タイプ(60歳/65歳払済)の場合で、更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとき、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払いいただき継続できます。**ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申出により月払または半年払への変更が可能です。特約の保険期間は10年で自動更新されます。

〈例〉「新Days」の60歳払済タイプと「がん先進医療特約」を37歳でご契約の場合



〈例〉「新レディースDays」の60歳払済タイプを37歳(女性)でご契約の場合



(*2) 「女性がん特約」は更新できません。

▶▶ 詳しくは「注意喚起情報 11 相談・照会・苦情の窓口」 P.34 をご確認ください。

注意喚起情報

もくじ

- 1 反社会的勢力に該当する場合 P.29
- 2 告知義務 P.29
- 3 お申込みの撤回または解除 P.30
- 4 保障の開始 P.31
- 5 お支払いできない場合 P.31
- 6 給付金などのご請求 P.32
- 7 ご契約の無効および失効・復活 P.32
- 8 解約と解約払戻金 P.33
- 9 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し P.33
- 10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 P.34
- 11 相談・照会・苦情の窓口 P.34

1 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、**保険契約のお申込みはできません。**
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき**保険契約が解除されます。**

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

2 告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

※当社には、がんを経験された方(満20歳~満85歳の方で、がんの治療を受けた最後の日から5年以上経過している方)がお申込みいただける「生きるためのがん保険 寄りそうDays」があります。ただし、健康状態などによってはご契約をお引受けできない場合があります。

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。

⚠ 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

〈告知義務違反〉として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期から2年以内のとき
- 保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

なお、**解除** **用語** の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

3 お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回
または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
 - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

- 〈記入項目〉
- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |
- ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉 〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行

⚠ つぎの場合には、お申込みの撤回などができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「解除」とは：保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「撤回」とは：保険期間の開始前に、申込者にご契約のお申込みを取り下げること

4 保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

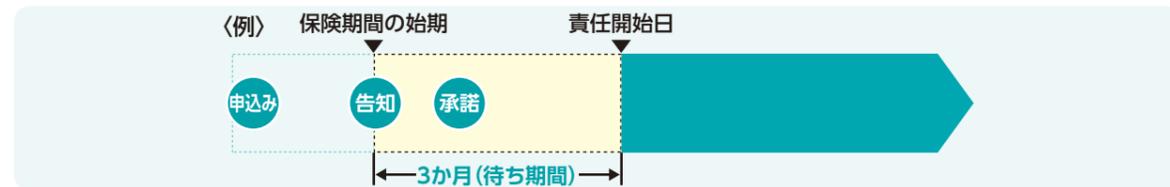
- ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。
「新生きるためのがん保険Days」「新生きるためのがん保険レディースDays」および特約には、「責任開始日」までの待ち期間があります。
- 当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

責任開始日：「申込みおよび告知がともに完了した日(保険期間の始期の属する日)^(※1)」から3か月を経過した日の翌日^(※2)

(※1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

(※2) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

責任開始日：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日(保険期間の始期の属する日)^(※)」から3か月を経過した日の翌日

(※) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日」となります。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

5 お支払いできない場合

給付金などを
お支払いできないことがあります。

▶▶参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

- 責任開始日より前に「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」と診断確定された場合
※「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活の取扱いの無効)となります。
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは「契約概要 ③ 給付金などのお支払い」P.19~23 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは：保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

6 給付金などのご請求

▶▶参照 [しおり](#) ご契約後について

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

給付金・保険金請求手続きに関する専用フリーダイヤル

通話料 無料 **0120-555-877** 受付時間 [月曜日~金曜日] 9:00~17:00
※祝日を除きます。

※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

[アフラックホームページ](http://www.aflac.co.jp/) <http://www.aflac.co.jp/>

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については「契約概要 ③ 給付金などのお支払い」P.19~23 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。
▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

7 ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、
ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は失効となります。

▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

▶▶詳しくは [しおり](#) ご契約の復活 をご確認ください。

解約払戻金の有無は 保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
 - 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
- ▶▶詳しくは **しおり** 払戻金について をご確認ください。

乗換えや見直しは、契約者にとって 不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。** また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳しくは「注意喚起情報 ②告知義務」P.29～30 をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- **保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。**
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、**契約時の給付金額などが削減されることがあります。**
▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
*祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料無料 **0120-5555-95** **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
*祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

もくじ

- | | |
|--|------------------------|
| ① 個人情報の取扱いについて
(保険契約者および被保険者の皆様へ) …… P.35 | ④ 先進医療について …… P.37 |
| ② 特定個人情報等の取扱いについて …… P.36 | ⑤ プレミアサポートについて …… P.37 |
| ③ 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い …… P.37 | ⑥ Web約款について …… P.38 |

1 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)を含みません。特定個人情報等については、「**その他重要事項② 特定個人情報等の取扱いについて**」(P.36)をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社が行う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「**相互照会事項**」の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

2 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の収集方法

- 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

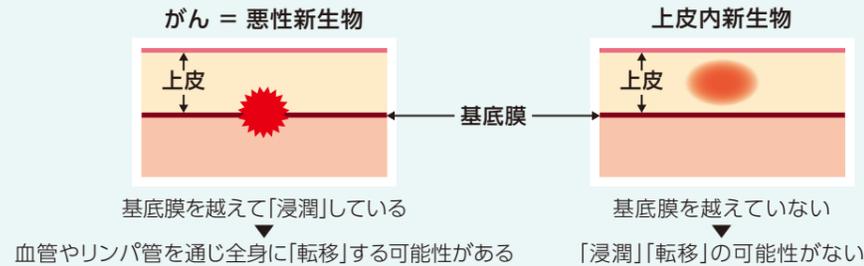
特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

3 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。
※「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

【「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頸部)】



上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん(*) (乳腺の非浸潤性乳管がん・非浸潤性小葉がん)、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など
がん・上皮内新生物に含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成など

(*)腫瘍細胞が、乳管外の組織や小葉周囲組織へ浸潤していないもの

4 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる!探せる!先進医療サーチ <http://senshin-search.net/> 先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

5 プレミアサポートについて



プレミアサポートは無償でご利用いただける「がん専門相談サービス」です。

サービス内容

- 訪問面談サービス(フォローコール付)
 - 専門医紹介 ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ) ※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。
- プレミアサポートについて、詳しくは下記ホームページまたはご契約後に送付する保険証券に同封の「プレミアサポートご利用案内(利用規約)」をご確認ください。

プレミアサポート <http://www.premiersupport.jp/> プレミアサポート 検索

サービス提供条件

ご利用に際して

- プレミアサポートは、(株)法研が提供するサービスであり、アフラックの保険ではありません。
- お申込みいただいたがん保険の被保険者がご利用いただけます。なお、被保険者が「がん」であることをご存じない場合などは、被保険者のご家族がご利用いただけます(この場合、被保険者が利用された場合と同様のお取扱いとなります)。
- お申込みされたがん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます。
- ご利用の際は、利用規約に同意のうえ、同意書をご提出ください。

面談などについて

- 面談の日時や場所については、(株)法研がお客さんと相談のうえ、所定の範囲内で承ります。
- お客様の面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただきます。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- がん患者専門カウンセラーによる初回の面談、フォローコール(2回まで)、ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)については無償で提供しますが、これを超えるご利用は有償となります。また、無償で提供する部分についても、今後有償となる場合があります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。

その他留意事項

- (株)法研は、今後プレミアサポートの提供を終了する場合があります。
- (株)法研は、適切にプレミアサポートを提供すべく努力しますが、ご利用に関して生じた一切の損害について責任を負いません。
- がん患者専門カウンセラーは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

サービス提供事業者



6 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- 1 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- 2 文字を拡大して閲覧できます。
- 3 キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- 4 ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

選択方法

「Web約款」を選択する場合は、申込書上の「Web約款」選択欄にチェックをつけてください(チェックをつけた場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」は送付・交付しません)。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- 1 インターネットで当社ホームページにアクセス
アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>
- 2 トップページ「Web約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- 3 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択